

防災福祉こども委員会行政調査報告から

【横須賀市】

犯罪被害者等支援について

1. 横須賀市犯罪被害者等基本条例の制定について

(1) 条例制定に至った経緯

横須賀市議会に設置する政策検討会議（議会として積極的に条例制定や市長への政策提言等を行うための常設の検討組織）で選ばれた政策立案課題の一つとして、議員提案により制定された条例。（令和3年12月制定、4年4月施行）

【参考】横須賀市議会における政策検討会議等の概要

	政策検討会議	課題別検討会議
会議の役割 (所管事務)	① <u>1期4年間の実行計画の策定を協議</u> ② 実行計画の進捗を管理 ③ 緊急課題の対応について協議 ④ 政策形成サイクルに関する事項について協議	政策検討会議において条例づくり等の政策提案が行われ、全委員の賛同が得られた検討課題について具体的な協議を行い、政策条例案の策定や市長等への政策提言を行う。
委員構成	各会派から1名ずつ選出 + 正副委員長会派からさらに1名ずつ選出 ※ 会派に属さない議員（無会派議員）はオブザーバー参加が可能 任期は議員任期と同じ4年間	課題ごとに会議の設置要綱を制定し、その中で規定。 【例】各会派及び無会派議員から1名ずつ選出 + 正副委員長会派からさらに1名ずつ選出 任期は（おおむね）政策立案まで

(2) 条例制定の必要性

日々、安心して暮らすことは誰もが当たり前享受すべきことであるが、犯罪被害はその当たり前を突如として奪うものである。人は、ひとたび犯罪に遭うと身体的、精神的そして経済的影響を被り、それらの影響は被害者本人にとどまらず家族や関係者にも及び、かつ、その影響が解消されるまでに長期間を要することがあり、さらには解消されない場合もあり、犯罪被害者等への対応は決して十分とはいえなかった。そこで、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安心して暮らせる社会を実現していくため、本条例を制定した。

(3) 条例策定過程の特徴

犯罪被害者等基本条例検討協議会において、外部委員として神奈川県、神奈川県警及び茅ヶ崎市の犯罪被害者等支援の担当者、神奈川被害者支援センター所長、神奈川県立保健福祉大学

の2名の教授、犯罪被害者ご本人1名及びご遺族4名から参考意見を聴取し、その思いを共有するとともに、それらを踏まえて条文検討を行った。

(4) 条例の効果

条例を制定することにより、身近な行政機関として犯罪被害者等に長期にわたって支援の手を差し伸べ、寄り添う市の姿勢を示すとともに、見舞金の支給や心理カウンセリングの受診など、常に一定の水準の施策と支援につながる。

(5) 議員提案による条例制定の意義

長（執行機関）が条例制定を検討する際に、その内容が複数の部局にまたがる場合、部局間での検討が進まないことも想定されるが、議員提案による政策条例の立案は、その調整を議員が担うといった点で効果的であると考えられる。

横須賀市議会では、これまでも議員発議による政策条例の制定実績は複数あるが、あくまでも議員有志が検討を重ねて提出されたものであり、政策検討会議を中心に政策課題の選定から条例案の策定までを議会全体で取り組んで制定された条例としては、「横須賀市がん克服条例（平成30年制定）」及び「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例（令和2年制定）」に続き、3例目である。

(6) 検討経過

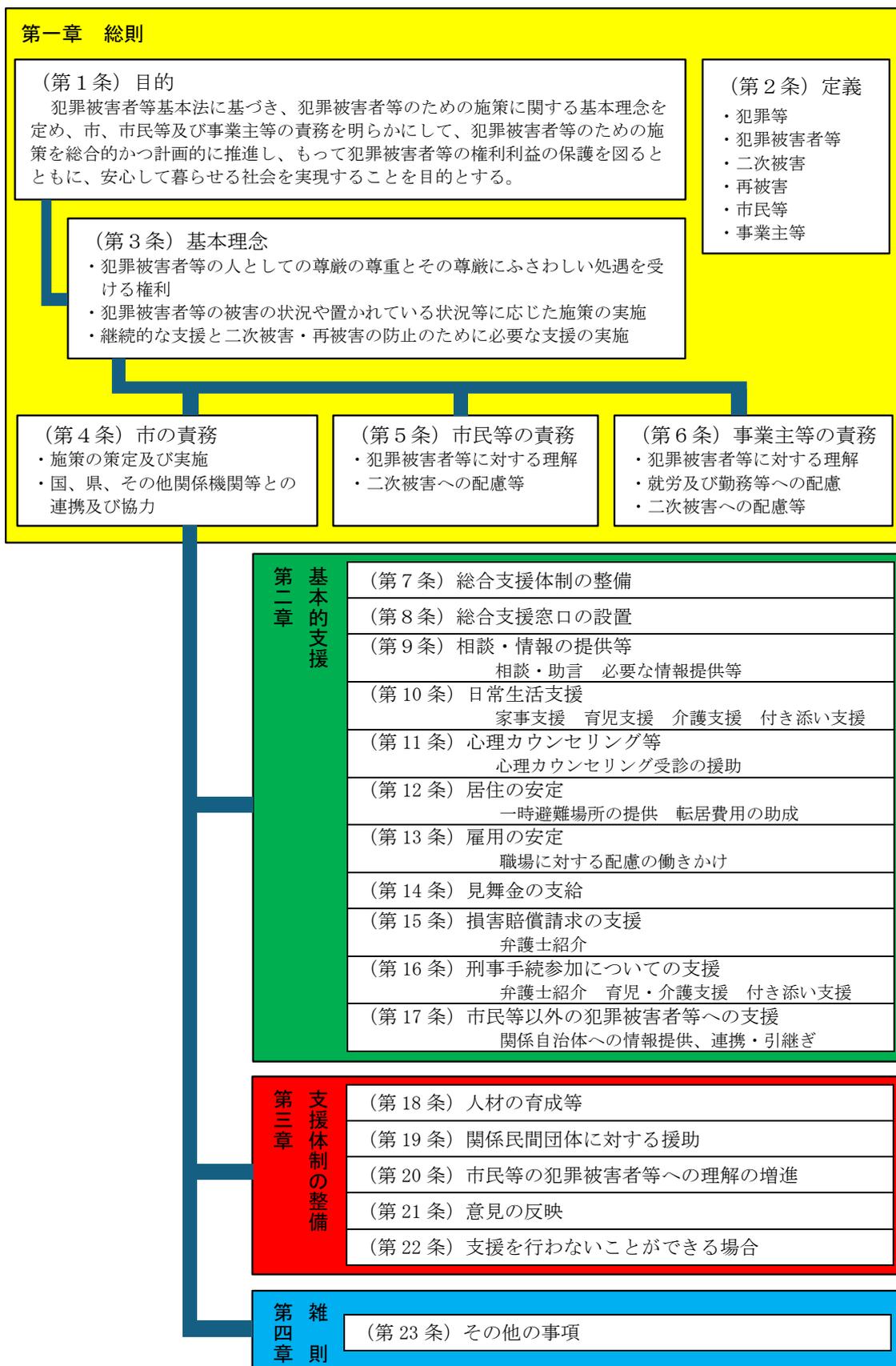
時 期	内 容
令和元年5月29日	政策検討会議での検討 各委員（会派）から提出された9件の課題について、協議を2回開催
2年2月7日	検討課題を「犯罪被害者等支援推進条例」と決定
2年5月7日	犯罪被害者等支援推進条例検討協議会の設置を決定 （検討途中に「犯罪被害者等基本条例検討協議会」へ名称変更）
2年5月14日	条例案策定に係る協議を開始（※） 関係部局、専門家からの意見聴取など、延べ20回開催
3年10月14日	条例素案に対するパブリックコメント開始 市民等からの意見 3人、7件
3年12月14日	議員提出議案の提出、条例議案の可決

※具体的な条文の協議に入る前に、条例を所管する部局、専門家や関係団体の方から説明を受け、意見交換を行いながら委員の認識や知見を深める。

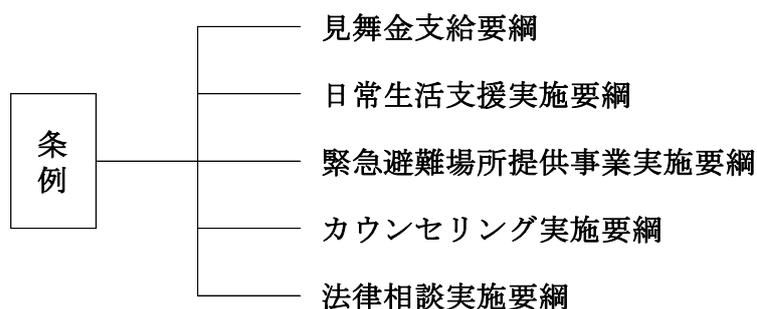
委員の知識がある程度揃ったところで、他都市の条例や提案会派が用意した条例の逐条解説のたたき台をもとに具体的な条文の協議を行う。（条例を所管する部局にも会議に出席し、質疑を行い協議を進める。）

2. 横須賀市犯罪被害者等基本条例の概要等

(1) 条例の体系



(2) 条例の枠組み



(3) 要綱で定める支援内容

支援内容		支給額等	備考
①見舞金 (併給可)	遺族見舞金	30万円	一事件1回 【参考】 県70万→計100万
	重傷病見舞金	10万円	一事件1回 【参考】 県40万→計50万
	性犯罪被害見舞金	10万円(不同意性交等) 5万円(不同意わいせつ等・未遂は除く)	一事件1回
②家事・介護の支援		1時間あたり上限4千円	一事件72時間まで
③一時保育費の支援		1回あたり上限2.5千円	一事件10回まで
④転居費の支援		1回あたり上限20万円	一事件1回(条件付きで2回)まで 【参考】 県20万→計40万
⑤緊急避難場所の提供		不同意わいせつ等(未遂を除く)	一事件2泊まで ※県支援(3泊)の延泊分 【参考】 県→市→県警支援2泊 計 最大1週間の支援
⑥カウンセリング			一事件5回(最大10回)まで
⑦法律相談			一事件1回(条件付きで2回)まで

※県警に被害届が受理されているものが対象

※見舞金を併給できることが特徴

- ・ 重傷病見舞金+性犯罪被害見舞金の支給
- ・ 重傷病ののち死亡された場合、重傷病見舞金+遺族見舞金の支給 など

(4) 見舞金支給要綱を制定した際の留意点

先進市である横浜市の支援内容と同じ内容とした。

→隣接する横浜市と遜色ない内容とすることで住民の格差を生まないようにするため。

(5) 条例の執行状況（これまでの実績）

年度	相談件数	見舞金	日常生活支援	緊急避難場所	法律相談	カウンセリング
R 5	198	14	1 (転居費用)	0	2	0
R 4	160	1	0	0	0	0

3. 横須賀市の取組

(1) 庁内の関係課長会議を開催

① 概要

犯罪被害者等関係課長会議設置要綱により、関係課長会議を設置し、犯罪被害者等支援に係る課題についての情報交換、対応方法について検討を行うため、毎年1回、主体となる市民生活課が庁内の関係課長（13課）を集めて会議を開催している。

② 目的

犯罪被害者等支援の現状を確認し、該当する被害者を取り扱った際のいわゆる「たらい回し」とならないよう、連携について確認することを目的としている。

③ 関係課長会議の構成課

課名	事業内容
1 人権・ダイバーシティ推進課	女性が抱える人間関係や生活上の悩みについて相談
2 地域福祉課	高齢者虐待防止、福祉相談事業
3 障害福祉課	障害者福祉相談全般、障害者虐待相談等
4 生活支援課	生活困窮者に対する自立支援、生活保護の相談
5 子育て支援課	保育園の入所に関する相談
6 市民相談室	市民生活相談、悪質商法等の相談、予約制による法律相談
7 窓口サービス課	DV等の被害者に対し、住民票の閲覧制限を行う。
8 市立病院課	市立2病院が性犯罪被害者への協力病院となっている。
9 保健所保健予防課	こころの病気、アルコール依存、引きこもり、犯罪被害が起因する精神疾患等の相談
10 こども家庭支援課	DV相談窓口を設置し、相談に対応
11 児童相談課	児童虐待への対応、障害、非行等児童に関する相談対応
12 市営住宅課	被害者の自立支援
13 支援教育課	奨学支援金、交通遺児奨学金等の経済的支援

(2) 被害者相談専用の部屋を確保



(3) リーフレット等の配布



(4) 警察署への説明会



(5) 防犯ボランティアへの説明



(6) 市職員向け研修会



(7) 啓発活動の実施

令和5年1月13日に横須賀市安全安心まちづくり推進連絡協議会主催の防犯講演会において、「犯罪被害者等への理解を深める講演会」を開催。

毎日新聞記者を迎えて「犯罪被害者と隣人」と題した講演を実施し、犯罪被害者への理解を深めるパネル展示を行った。



4. 今後の課題等

(1) 被害者の経済的負担の解消

国の犯罪被害者等給付金制度による給付額が低いとの指摘

→給付額の増額を検討→被害者等の経済的負担の軽減

(2) 条例を制定している市、制定していない市で被害者に格差が生まれていること

全国の多くの市町村で条例が制定されているため、国で一律の統制を図ることは困難

→市町村の責務

- ・市民が自分の街で安心して支援を受けられる体制の構築
- ・犯罪被害者等がより使いやすいメニューへのアップデート

※場合によっては、条例や要綱の見直しが必要

(3) 弁護士制度の拡大

→犯罪の被疑者は逮捕される際に国選弁護人制度がある。(資力に応じて)

被疑者には防御権があるが、被害者にはそれがない。

【板橋区】

板橋区子ども家庭総合支援センターについて

1. 基礎自治体での児童相談所の開設

(1) 児童相談所の設置

板橋区は、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長し、自立できる環境の形成に資することを目的として、平成13年に子ども家庭支援センターを設置し、家庭における子育て及び子どもの健全な育成の支援を行ってきた。しかし、少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待や犯罪に巻き込まれる子どもの増加など、子どもの安心・安全な生活が脅かされている。このような状況の中、国は平成28年6月に児童福祉法を改正し、子どもが権利の主体であることや、子どもの最善の利益が保障されることなどを法の理念として明確化した。あわせて、児童相談所の体制強化を図るとともに、特別区においても児童相談所を設置できることとした。

これを受け板橋区は、平成29年5月に基本構想を策定し、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「板橋区子ども家庭総合支援センター」（以下、「総合支援センター」という。）を設置することとした。

(2) 児童相談所設置の経緯

- 平成13年 板橋区子ども家庭支援センター開設
- 平成28年 児童福祉法改正。特別区においても児童相談所の設置が可能となる
- 平成29年 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想策定
- 平成30年 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画策定
- 平成31年 設置場所となる旧板橋第三小学校の校舎の一部など解体工事に着手
- 令和2年 解体工事・実施設計完了、建設工事開始
- 令和3年 令和4年7月より板橋区を児童相談所設置市に指定する政令が公布（12月1日）、建設工事竣工
- 令和4年 板橋区子ども家庭総合支援センター開設（4月1日）
板橋区において児童相談所業務を開始（7月1日）

2. 総合支援センターが行う支援・援助

(1) 子ども家庭支援センター機能（支援課）

子どもに関する相談を幅広く受け付けている。

- ① 子どもなんでも相談
- ② 子ども家庭相談
- ③ 子育てサポート
- ④ 要保護児童対策地域協議会
- ⑤ 児童虐待防止対策



(2) 児童相談所機能（援助課・保護課・法務担当課長）

児童虐待通告に係る対応等を担っている。

- ① 児童虐待通告等の調査・判定
- ② 一時保護
- ③ 里親制度
- ④ 法的対応



(3) 相談の種類

支援課・援助課共通の相談の種類

区分		内容
養護相談		児童虐待相談、養育困難(保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等)、迷子に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談(乳児、早産児等)
障がい相談		知的障がい相談(愛の手帳の相談含む。)、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障がい相談などの障がいに関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為 ^{※1} 、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為相談	触法行為 ^{※2} があったとして警察署から児童福祉法第 25 条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年 ^{※3} に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校(園)できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友たちと遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙 ^{※4} 、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、生活又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談(家庭環境)	ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等によると思われる児童に関する相談
里親に関する相談		養育家庭(養育里親)、養子縁組里親、専門養育家庭(専門里親)、親族里親としての養育を希望する方からの相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等

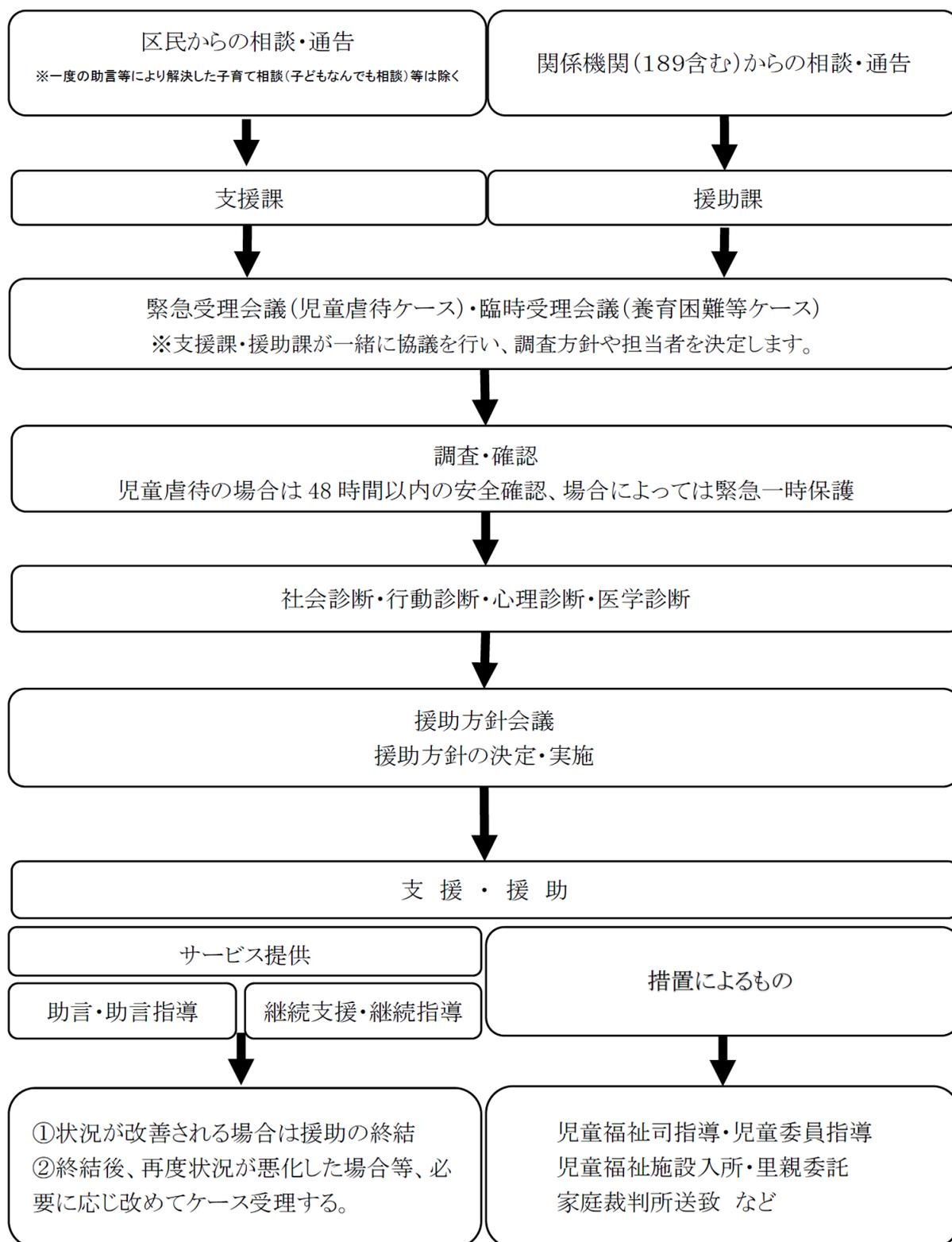
※1 保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為

※2 14歳未満で刑罰法令に触れる行為

※3 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

※4 話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態

(4) 主な相談・通告受付の流れ



3. 総合支援センター事業概要

(1) 子ども家庭支援センター機能（支援課）

総合支援センターは、基礎自治体として子ども家庭総合支援拠点機能を有しており、子ども本人や保護者からの子どもに関するあらゆる相談に対して、子どもの権利擁護や児童虐待予防

の視点に立ち、迅速な対応と早期解決を図ることを目的として、24時間365日対応の電話相談「子どもなんでも相談」や総合支援センターの相談員が対応する「子ども家庭相談」事業を実施している。また、要保護児童対策地域協議会調整機関として、実務者会議等を通じて関係機関との情報共有を図るとともに、関係機関へのアウトリーチにより、心配な子ども・家庭の早期発見・早期対応による児童虐待等の未然防止・予防に取り組んでいる。その他、ショートステイ、育児支援ヘルパー、ファミリーサポートなどの子育てサポート事業を実施している。困難な状況にある保護者と子どもの支援を、個別相談や関係機関等の連携のもとに対応し、児童虐待ゼロを目指している。

① 子どもなんでも相談

18歳未満の子ども本人やその保護者からの相談に対して、業務委託を受けた専門職の相談員が24時間365日相談を受け付け、相談対応を行う。相談内容や相談者のニーズに応じた総合支援センターへの引継ぎや、状況に応じた緊急通報で警察等への連携を行っている。

○実績 (単位：件/令和4年度)

受電件数	相談件数
634	858

② 子ども家庭相談

子どもや家庭に関する困りごとや継続的な相談に対して、総合支援センターの相談員が対応する。

ア 相談対応件数 (単位：件/令和4年度)

相談対応件数	相談対応方法		
	電話等	面接	訪問
25,306	21,080	1,024	3,202

イ 相談経路別受付件数

相談数1,677件のうち、家庭・親戚からの相談が最も多く(652件)、次いで学校(161件)、保健センター(138件)と続いている。(単位：件/令和4年度)

児童相談所	市町村				保育所	児童福祉施設	警察等	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他												
93	83	3	138	55	125	21	3	31	8	161	20	652	42	27	215	1,677

ウ 相談内容別受付件数

相談数1,677件のうち、養護相談のその他が最も多く(744件)、次いで児童虐待(348件)、育成相談(344件)と続いている。

(単位：件／令和 4 年度)

養護相談		保健 相談	障 がい 相談	非 行 相談	育 成 相談	そ の 他	合計
児童虐待	その他						
348	744	2	39	8	344	192	1,677

実人数	児童虐待の種類			
	身体的	性的	ネグレクト※	心理的
348	75	2	94	177

※適切な衣食住の世話をしない等

③ 育児支援ヘルパー派遣事業

妊娠中の方（母子健康手帳取得後）及び3歳未満の乳幼児のいる方を対象に、出産前後の家事や育児疲れなどを軽減するため、家事・育児の援助を行うヘルパーを派遣している。

○令和 4 年度実績

登録人数	延利用人数	延利用時間数
1,556人	1,634人	2,987.5時間

④ ファミリー・サポート・センター事業

保護者の疾病、残業、地域活動等で子どもの一時的な保育が必要となった場合に、保護者に代わって子どもの世話をする者（援助会員）と保護者（利用会員）を結び、育児支援を行っている。

利用対象児童：生後43日～12歳まで（小学校 6 年生の 3 月 31 日まで利用可）

○令和 4 年度実績

援助会員	利用会員	利用件数	利用時間
133人	10,282人	4,746件	6,160.5時間

⑤ ショートステイ事業・トワイライトステイ事業

保護者の出産、病気、家族の介護や育児疲れ等で、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設・乳児院・協力家庭において養育する事業を行っている。

○令和 4 年度実績

預かり区分	ショートステイ		乳児ショートステイ	子どもショートステイ
	宿泊/日帰り	トワイライト 午後 4 時から 午後 10 時	宿泊/日帰り	宿泊/日帰り
対象児童	2歳から12歳以下の区内在住の児童		生後 43 日から 2 歳未満区 内在住の乳幼児	生後 43 日から 18 歳未満区 内在住の乳 幼児・児童
預かり先 (委託先)	児童養護施設 (1 施設)		乳児院 (1 施設)	区内協力家庭 (6 家庭)
利用児童数	156 人	44 人	42 人	81 人
延利用日数	日帰り 527 日	119 日	日帰り 86 日	日帰り 256 日
	宿泊 257 日		宿泊 156 日	宿泊 82 日

⑥ 児童虐待防止対策

ア 地域子育て支援セミナー（区制施行90周年記念事業）

講師	講演内容	参加者
サヘル・ローズ氏(俳優)	出会いこそ、生きる力	110名

イ 板橋区子ども家庭支援指針（板橋区児童虐待防止対応ガイドライン）

関係機関別に児童虐待等の初動対応について取りまとめたガイドラインを5,000部作成し、区内関係機関に配付した。

ウ 児童虐待防止等啓発

児童虐待防止啓発事業として、児童虐待防止カード（区立小学4年生～中学3年生の全児童が対象）及びリーフレットを、区立・私立幼保小中の全児童、生徒へ配付した。

エ コールセンターの設置及び周知

専門職を配置したコールセンターで、24時間365日体制の児童虐待相談（休日夜間の189ダイヤルにも対応）の受付を行っており、コールセンターの案内とともに、児童虐待等や子どもたちの権利について漫画で記載した冊子を小学4年生～中学3年生へ配布した。

⑦ 要保護児童対策地域協議会

令和4年4月の子ども家庭総合支援センターの開設に併せ、支援課に地域連携推進係を設置し、「要保護児童等」に関する情報共有等について、三層構造からなる会議体で協議を実施している。特に実務者会議については、22の中学校区ごとにセンターで実施している「集合型」の会議に加え、各関係機関を訪問する「アウトリーチ（訪問型）」を実施し、3か月に1度、関係機関と情報共有や支援方針の共有を行う等の見守り体制の構築を図っている。

ア アウトリーチ（関係機関訪問）概要

板橋区独自の取組として、支援課職員（要保護児童対策調整機関の調整担当者）が、学校、保育園などの関係機関（329機関※）へ訪問し、各関係機関の支援対象児童について、直近の状況をヒアリングするとともに、潜在している心配な子どもや家庭の情報をヒアリングし、早期の通告に繋げるなど、早期発見・早期対応による未然防止等を行った。また、関係機関向けに児童虐待防止のための対応をまとめたガイドラインについて周知・啓発し、児童虐待等に気づくためのチェックポイント、初動対応の流れ、通告時のポイント等の共有を行っている。

※区立小中学校、あいキッズ、区立・私立保育園、区立・私立幼稚園、児童館等

イ 要保護児童対策地域協議会 令和4年度開催実績

会議名		回数	開催月
代表者会議		2回	第1回:6月27日(月) 第2回:2月7日(火)
実務者会議	集合型	前期22回・後期22回 (中学校区ごとで実施)	前期 7月～9月 後期 1月～3月
	アウトリーチ型 (訪問型)	各関係機関へ訪問し情報共有 (329機関)	10月～12月 ※令和5年度から4～6月にも実施
個別ケース検討会議		84回	年間通じて実施

(2) 児童相談所機能（援助課・保護課・法務担当課長）

① 東京都北児童相談所からの引継ぎ

令和4年6月までは、東京都北児童相談所が板橋区を所管しており、同年7月に総合支援センターで児童相談所業務を開始するにあたり、東京都と板橋区では十分な期間を設け、職員を派遣するなどして引継ぎを行った。

② 相談受付状況

ア 経路別受付件数

相談数1,694件のうち、警察等からの相談が最も多く（535件）、次いで家族・親戚（401件）、近隣・知人（117件）と続いている。

イ 相談内容別受付件数

相談数1,694件のうち、児童虐待相談が最も多く（992件）、次いで知的障がい相談（愛の手帳）（306件）、その他の養護相談（養育困難等）（172件）と続いている。

（単位：件／令和4年度）

養護相談	児童虐待相談		992	
	その他の養護相談(養育困難等)		172	
保健相談			0	
障がい相談	肢体不自由相談		8	
	視聴覚障がい相談	視力	0	
		聴覚	0	
	言語発達障がい相談		0	
	重症心身障がい相談	入所希望	2	
		その他	0	
	知的障がい相談	愛の手帳	306	
特別児童扶養手当		11		
発達障がい相談		1		
非行相談	ぐ犯行為等相談		39	
	触法行為等相談		25	
育成相談	性格行動相談		34	
	不登校相談		4	
	育児・しつけ相談		7	
	適性相談	学業不振	0	
		進路	0	
その他		0		
その他の相談	措置変更期間延長		21	
	その他		72	
合計			1,694	
虐待通告・相談件数				
合計	児童相談所虐待対応ダイヤル(189)	LINE 相談	警察署等からの通告等	その他
992	91	5	436	460

(3) 社会的養護について

① 社会的養護とは

子どもは、家庭で愛情に包まれながら育てられることが望ましいが、児童虐待など様々な事情で実親と離れて暮らしている子どもが、東京都全体では約4,000人（板橋区には約190人）存在し、そのような子どもを社会全体で支える仕組みを「社会的養護」という。社会的養護は、児童養護施設などの施設養護と、里親等の家庭養護の2つに分かれる。

② 里親制度

里親制度は、保護者による適切な養育を受けられない子どもを家庭に迎え入れ、家族の一員として愛情をもって養育してもらう、子どものための公的な制度である。

○里親の種類

養育家庭 (養育里親)	養子縁組を目的としないで、一定期間子どもを預かり養育する里親 ※短期間のみ子どもを預かる家庭もあります。
専門養育家庭 (専門里親)	養子縁組を目的としないで、一定期間専門的ケアを必要とする子どもを養育する里親 ※一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります。
養子縁組里親	養子縁組を目的として、子どもを養育する里親 ※特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを育てます。
親族里親	両親の死亡、行方不明、長期入院などにより子どもを養育できない場合に、祖父母等の扶養義務者が里親になり、その子どもを育てる里親

③ 養育家庭等の登録数及び委託児童数

令和5年3月31日現在の区内の養育家庭数は21家庭であり、区内の養育家庭に委託している児童数は13人となっている。委託児童13人のうち、板橋区が措置している児童が6人、他自治体の児童相談所が措置している児童が7人となっている。

	養育家庭			専門養育家庭			親族里親		
	登録家庭数	委託家庭数	（うち区内児童数） 委託児童	登録家庭数	委託家庭数	（うち区内児童数） 委託児童	登録家庭数	委託家庭数	（うち区内児童数） 委託児童
令和4年7月1日	19	12	13(5)	2	1	1(0)	2	2	4(4)
令和5年3月31日	21	12	13(6)	2	1	1(0)	1	1	3(3)

※養子縁組里親のうち、2家庭は養育家庭と二重登録している

※専門養育家庭は、養育家庭として登録し、一定の養育経験や研修を経て登録するものであるため、養育家庭数にも計上している

④ 里親支援に関する業務（フォスタリング業務）

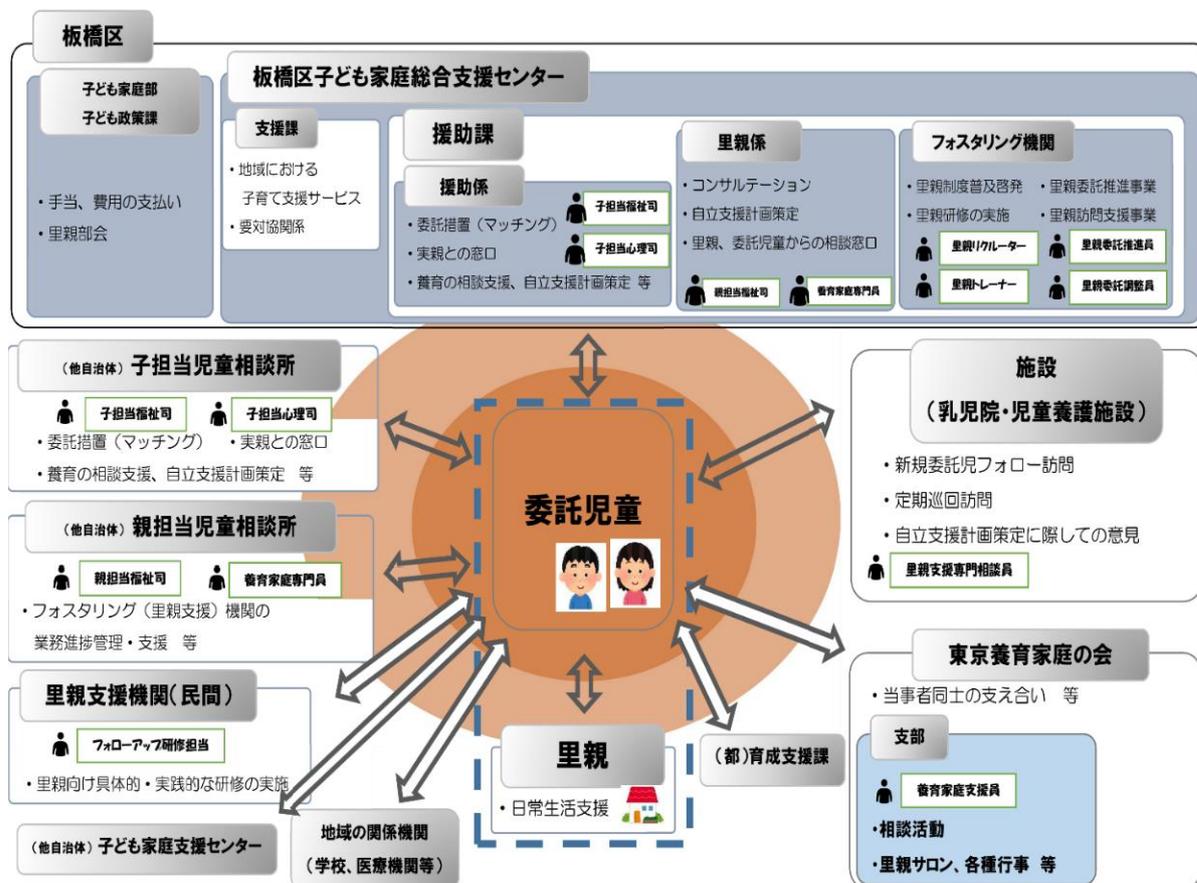
里親制度を一層推進するため、里親制度の普及啓発、里親の養育力向上や里親委託を推進するなどの以下の業務を総合的に実施している。

- ・里親制度の普及啓発による里親開拓（リクルート）及びアセスメント
- ・里親登録前・登録後及び里親委託後の研修・トレーニング
- ・里親の訪問や里親同士の交流等の相談支援 など

なお、板橋区では、民間が持つノウハウを活かして里親への児童の委託を一層推進するため、フォスタリング機関として社会福祉法人二葉保育園に委託し、区とともに里親の支援を行っている。

⑤ チーム養育体制による支援

里親が地域で孤立することなく児童を養育していくことができるよう、総合支援センター（児童相談所機能）の進行管理・調整の下、関係機関がチームで養育を行う体制をとっている。里親には、社会的養護が必要な児童を支援するチームの一員として、様々な支援機関と連携して児童を養育していくことが求められ、また、チームの構成員である関係機関は、各機関が有する機能を効果的に活用し、日々里親子に寄り添い、的確にアドバイスをを行いながら支援している。



【八王子市】

重層的支援体制整備事業について

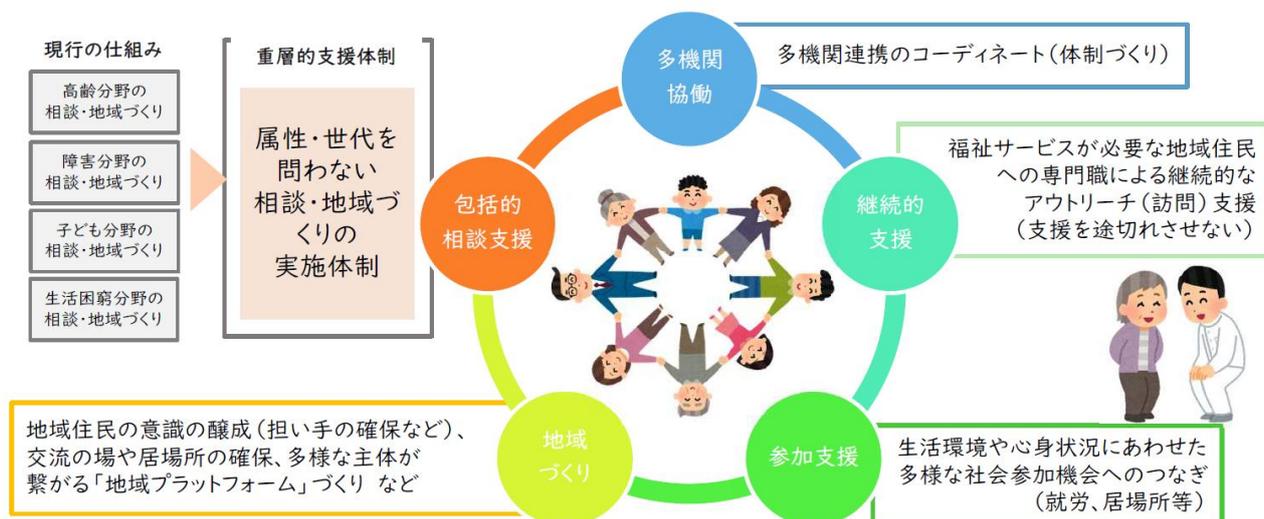
1. 重層的支援体制整備事業とは

(1) 背景・目的

国は、少子高齢化や人口減少、地域社会の脆弱化、福祉ニーズの複雑化・複合化等、社会構造が変化する中で、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるため、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法において、重層的支援体制整備事業を令和3年4月に創設した。

(2) 重層的支援体制整備事業の枠組み

同事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものである。そのため、従来、分野（介護、障害、子ども、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう重層的支援体制整備事業交付金（社会福祉法第106条の8、第106条9）として交付するものである。



2. 八王子市における重層的支援体制整備事業

(1) 背景

八王子市では、年々、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、これまでの支援体制（縦割り）では対応が難しくなってきたため、世代や分野を問わず、住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する同事業を、社会福祉法の改正（106条の4）と同時に令和3年4月

から実施している。同事業で整備する「包括的な支援体制」とは、地域住民の相談難民を生まないために、内容や分野を問わず、「身近な相談窓口で受け止め、支援が提供される体制が整っている」ことであり、どの窓口でも分野横断的な相談を受けられる体制づくりに取り組んでいる。

(2) はちまるサポート事業

八王子市では、包括的な相談支援として、はちまるサポート（八王子まるごとサポートセンター）を設置し、支援の狭間に落ち込む生活課題や、複雑化・複合化した問題の相談を受け付け、状況整理しながら適切なサービスや支援機関に繋げている。

① 運営日時

月～土曜日（祝日、年末年始を除く）9時から17時

② 運営体制

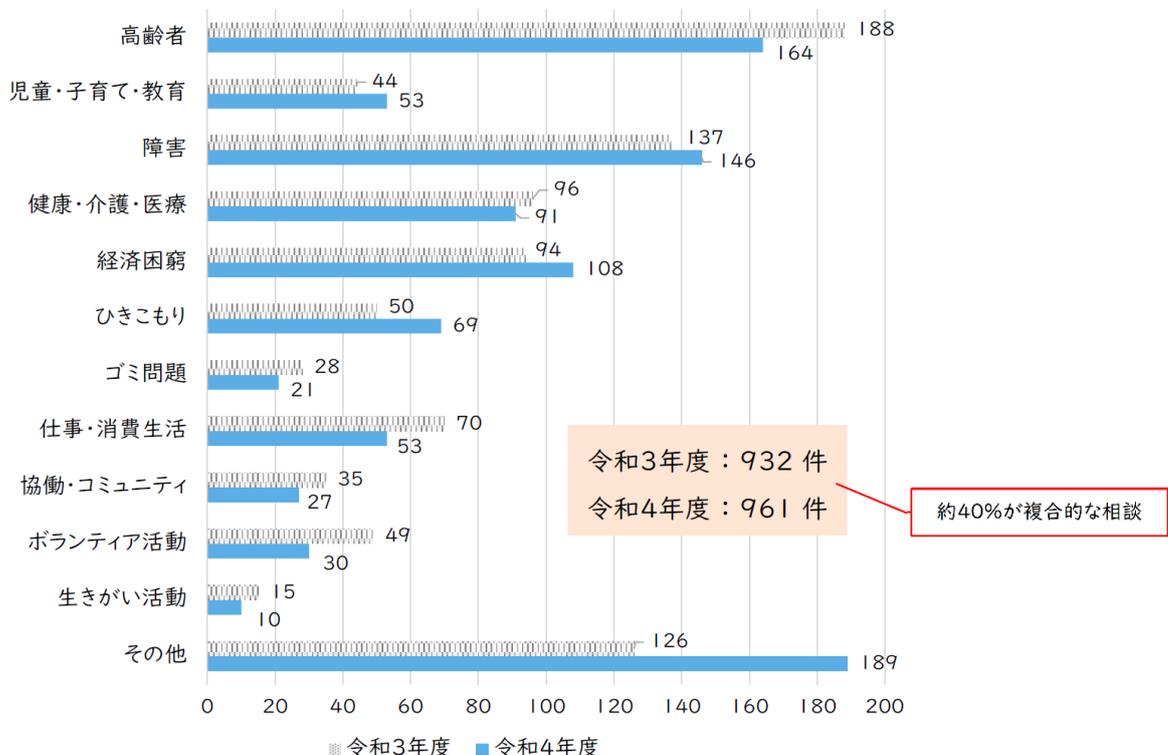
コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）2～3名

③ 機能

- ・相談支援機能（包括的相談支援）
- ・課題を抱えている方等への継続的な訪問支援（アウトリーチ支援）
- ・課題を抱えている方等を地域や社会とつなぐための交流や社会参加の支援
- ・地域活動の充実、居場所や交流機会等を確保する地域づくりの支援

※ 八王子市社会福祉協議会への委託により実施

④ 相談実績

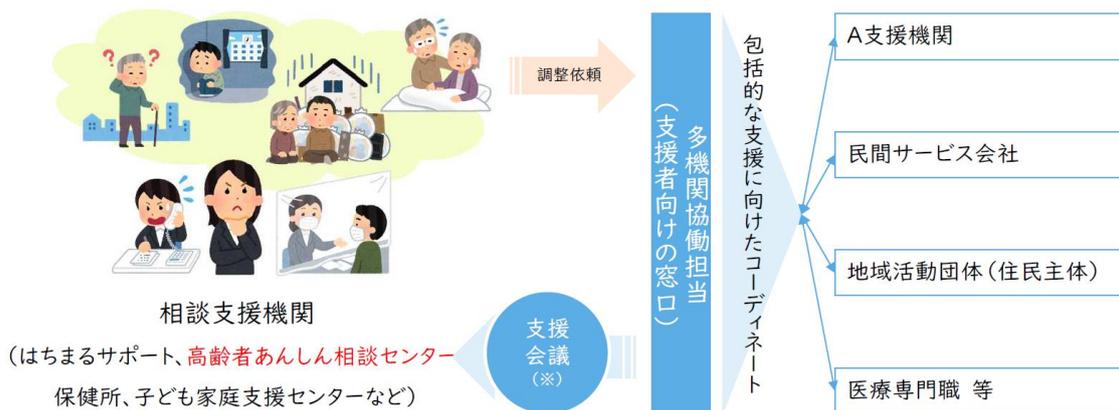


高齢者に関連する相談が多いほか、経済困窮や仕事・消費生活に関する相談が、コロナ禍の令和2年3月以降より増加傾向にあり、相談の多くは課題が複合化（高齢者＋経済困窮等）しており、相談の遅れから深刻化が進んでいる課題も多い。

(3) 多機関協働事業

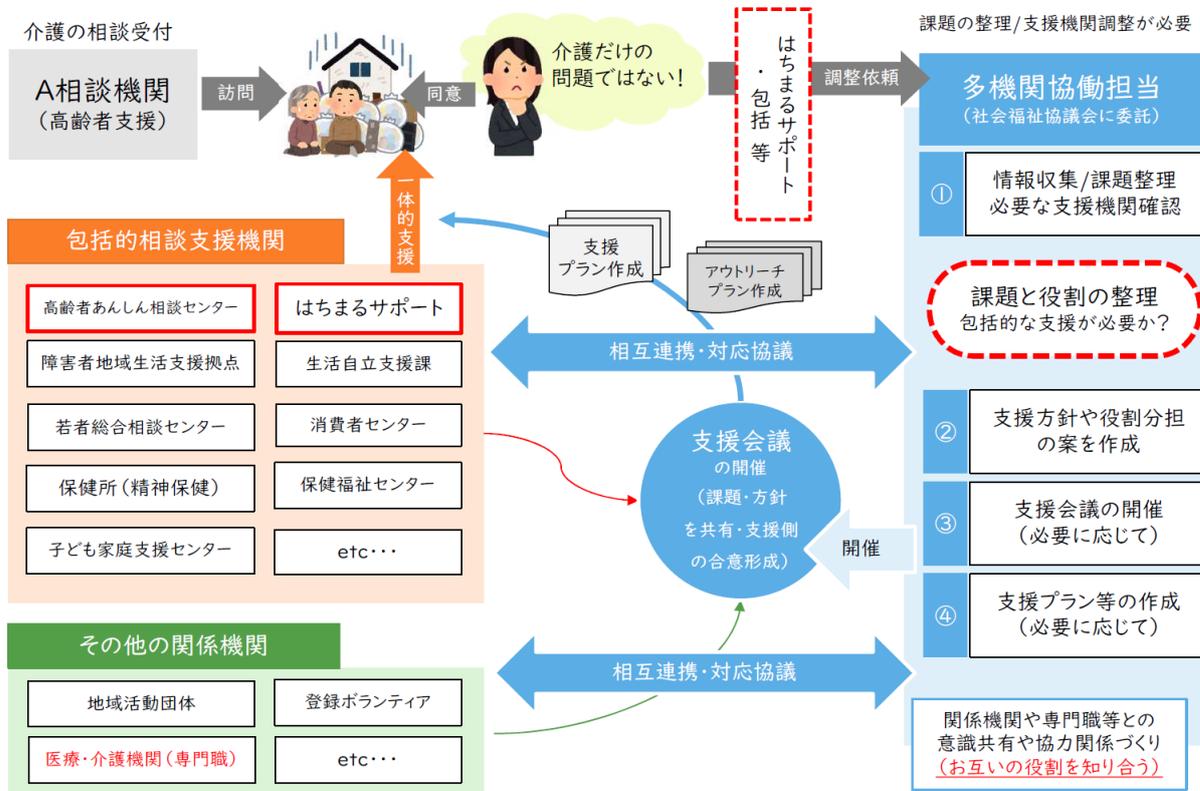
はちまるサポートで受け付ける相談のうち、複雑・複合的な課題に対して複数の支援機関と連携して対応する場合の調整役を担う多機関協働担当を八王子市ボランティアセンター内に1か所配置した。各はちまるサポートからだけでなく、市内の様々な相談支援機関からの調整依頼にも対応する。※社会福祉協議会の中に設定配置して事業を展開

年度	R 3	R 4	R 5
多機関協働事業相談・受付件数	13件	10件	12件



(4) 包括的な相談支援の流れ

(例) 8050問題の場合



(5) 支援会議 (社会福祉法第106条に定める多機関との支援会議)

包括的な支援の調整依頼 (申込票の作成・送付) を受けて、多機関協働担当で対象者世帯に係る事前の情報収集を行った後、実際に支援会議を開催して世帯の支援方針を決定 (※最大の

特徴は、本人同意不要)。決定した支援方針に基づいて各支援機関が支援提供し、提供した内容を評価して、またさらに新しいプランを再検討する。

(6) 継続的なアウトリーチ支援事業

はちまるサポートに配置されているCSWは、対象者の自宅に訪問するだけでなく町会自治会や民生委員協議会等の地域の集まりに出席して、対象者となり得る人の情報収集を行い、また訪問するという対応をしている。支援に当たっては、医療や介護の専門的な知識が求められる場合が発生するため、必要な知識を有する専門機関の職員と同行ができる体制が必要となっており、そのような体制の構築を現在進めている。

(7) 参加支援事業

畑を持っている地域住民からの提案により開始したもので、ひきこもりや不登校などの社会とのつながりが希薄化している方に、農作業を通じて社会参加の機会を提供するはちまるファームという参加支援事業を展開している。

① 参加の流れ

CSWが参加希望者の状況に応じて参加のペース・活動のサポートを行い、多様な社会参加や交流へのつながりの選択肢を充実させている。

② 活動内容（基本作業）

- ・土づくり・うねづくり
- ・草取り
- ・水やり
- ・植え付け
- ・収穫

年度	R 3	R 4	R 5
はちまるファーム 延参加者数	-	18名	86名

③ 今後の展開

現在市内1か所で行っているが、将来的には市内複数か所で展開したり、参加者が主体となって畑を管理したりすることで、更なる社会参加につながるように取り組んでいく。

(8) 地域づくりに向けた事業

① はちまるサポーター

日常生活の中で、地域の問題や課題、意見などをはちまるサポートにつないでもらうボランティア（はちまるサポーター）を、令和5年度から一部のはちまるサポートで試行的に募集し、6年度からは市内13か所全てにおいて募集し、取組を進めている。

② 地域福祉推進セミナーの開催

地域で活動している方の方の実際の報告を通して、地域住民に共生社会への意識を持ってもらう地域福祉推進セミナーを、令和4年度から開催して取り組んでいる。



年度	R 3	R 4	R 5
はちまるサポーター登録者数	-	-	22名
地域福祉推進セミナー等延参加者数	-	270名	195名

3. 八王子市が重層的支援体制整備事業で目指すもの

(1) 課題

① 新たな地域福祉計画策定に伴う意識調査（令和4年度）

新たな地域福祉計画を策定する際に意識調査を実施した結果、福祉に関する制度やサービスに関する認知度が非常に低下していることが判明した。特に、2年度から4年度にかけてほとんどの項目において低下しており、新型コロナウイルスの影響によって住民同士のつながりが希薄化し、情報を入手する手段が減少したことが原因と考えられる。

② はちまるサポート配置CSW向けアンケート調査（令和5年8月）

はちまるサポートに配置されているCSWを対象にアンケート調査を実施した結果、精神保健や生活困窮、ひきこもり・不登校に関するものが増加していることが判明した。

- ・生きづらさや精神疾患などの心理的な困難、孤独・孤立の問題などは見つけるのが難しく潜在化し、重症化する。【問題の潜在化による重症化】
- ・ひきこもりや社会的孤立など、単体の相談窓口や専門性では対応しきれない問題の増加【現行制度の狭間に落ち込む問題の増加】

(2) 福祉政策に関する新たな動き

① 孤独・孤立対策推進法の施行（令和6年4月1日）

孤独・孤立対策の4つの基本方針

- ・孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とすること
- ・状況に合わせた、切れ目のない相談支援につなげること
- ・見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うこと
- ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化すること

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（地域生活支援促進事業）

医療保健、保健予防、生活支援、地域共生の4つの領域が重層化して支援の循環を生み出し、精神障害の重症化予防を図る。

③ 留意すべき国の動き

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・子ども・子育て真ん中社会、ヤングケアラー支援

(3) 第4期八王子市地域福祉計画（令和6年度～11年度）

課題や動向を踏まえ、第4期計画では、増加が見込まれる複雑化・複合化する地域生活課題に対応できるよう、新たに“つながる”という視点を加え、人や地域、情報や福祉サービスなど、一人ひとりの暮らしの中で必要とする様々なモノに“つながる”ための施策を推進する。

① 基本目標

だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり

② めざす姿

“市民力・地域力” 地域におけるつながりあい

(4) 第4期地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の深化・推進

① 方針：地域生活課題の深刻化予防に向けた早期把握と支援へのつなぎ

- ・早期発見・早期支援へのつなぎを目的とした地域へのアウトリーチ強化
- ・相談機関の認知度を向上（普及啓発の充実・問題に備える）
- ・様々な支援機関や専門職との“つながり”強化（情報共有、相互理解、チーム対応）
- ・地域住民や企業等による見守りや居場所づくり、地域活動の充実

② はちまるサポートの機能強化

広域的な支援基盤（地域分析・共有、多機関連携、地域づくり等）の構築を担う「基幹型」はちまるサポートを新たに位置づけし、地域の中で包括的な支援体制を構築する仕組みづくりに取り組んでいる。

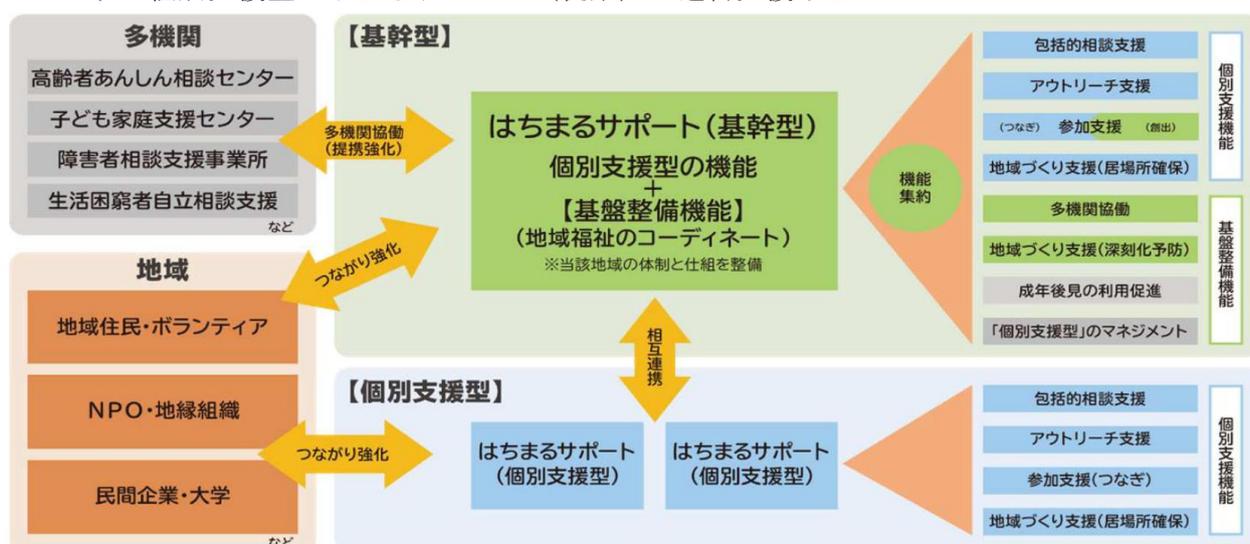
○基幹型の機能

ア 多機関・地域活動団体等との連携支援体制の構築（多機関協働）

イ 深刻化予防に向けた早期発見・支援体制の強化（地域づくり支援）

- ・地域生活課題やサービスについて「学ぶ」「知る」機会の充実
- ・つなぎ手となるはちまるサポーター事業の拡大
- ・誰でも参加できる居場所の充実（地域づくり支援×参加支援）

ウ 個別支援型はちまるサポート（従来）の運営支援など

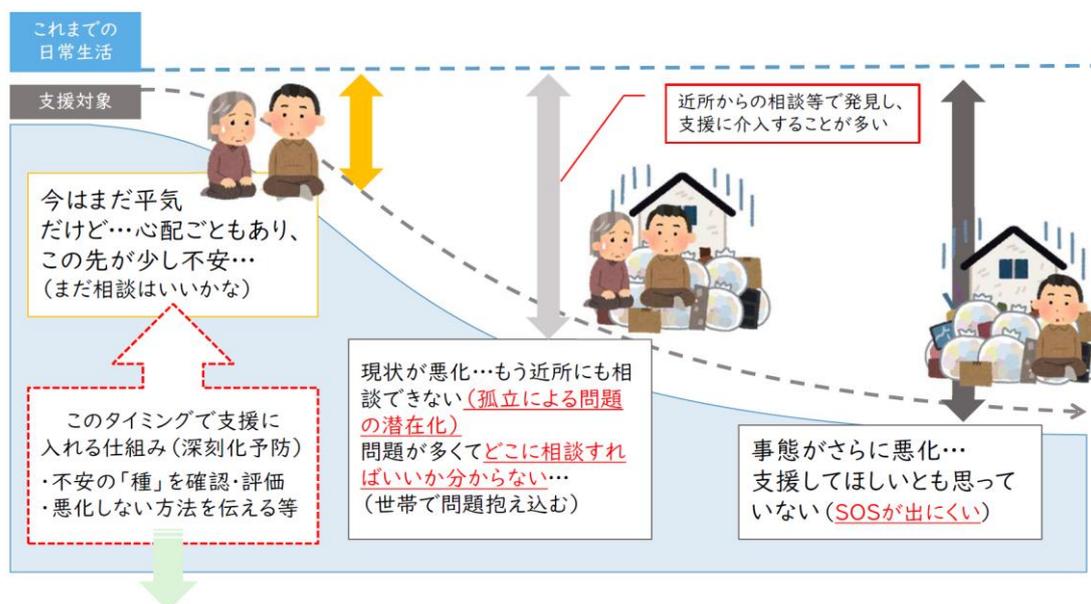


(5) これからの重層的支援体制整備事業で求めること

積極的に地域に働きかける能動的な支援が求められており、地域住民が集まる様々な場に向き、早い段階での「気づき」「相談の促し」や、問題への対処に関する知識の習得など、問題の早期発見、早期支援に向けた働きかけを行っていく。

① 早期発見・早期支援へのつなぎ

(例) 8050問題の場合



課題をいち早く発見し、個々の心身状態や生活環境を関係者間で評価したうえ、早期に適切な支援につなげる、合理的かつ多面的な支援が提供できる体制を目指す。

② 複雑化・複合化した支援ニーズに応じていくために

重層的支援体制整備事業のもうひとつの側面は、専門職が支援で孤立しない・させないことであり、複雑化した世帯課題が増える中、支援者を孤立させないための分野横断的な支援者支援の仕組みを作っていく（お互いを知り合う、分野を越えて相談し合える）ことが重要となっている。

○今後、重点的に取り組む主な事業

- ・多機関合同研修（人材のつながり作り）
- ・はちまるサポートの機能強化（基幹型設置）
- ・多機関連携しやすくなる共通アセスメントシート作成
- ・市支援機関共通システムの検討・構築（DX推進）